

3 目的外利用・提供制限

<p>行政機関法 (H17.4月施行)</p>	<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報から自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。 <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>
<p>神戸市 (H10.4月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等に規定があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
<p>札幌市 (H8.4月施行)</p>	<p>(現行条例)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令等に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>

<p>仙台市 (H9.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第八条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法令等に定めがあるとき 二 本人の同意があるとき 三 出版、報道等により公にされているとき 四 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき 五 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき 六 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは実施機関以外の本市の機関に提供する場合において、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき 七 国等にその所掌する事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があると認められるとき 八 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、提供を受けるものの個人情報を利用する目的、本人の権利利益の侵害の有無及びその程度その他の事情を考慮して、そのものが当該個人情報を利用することに公益上特に必要があり、かつ、やむを得ない理由があると認めるとき <p>2 実施機関は、前項第八号の規定により個人情報を本市及び国等以外のものに経常的に提供する場合、仙台市個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>千葉市 (H8.4 月施行)</p>	<p>(現行条例) (個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等に定めがあるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を使用することに相当の理由があると認められるとき。 (6) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>

<p>さいたま市 (H13.5月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関の内部で利用すること(以下「目的外利用」という。)又は当該実施機関以外の者に個人情報を提供すること(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき。 (2) 法令等に定めがあるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。 (6) 前各号のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称 (2) 目的外利用等をした理由 (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項</p> <p>3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、本人に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>横浜市 (H12.7月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的(以下「目的外」という。)のために、当該個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者(本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審議会に報告するものとする。</p>

川崎市
(S61.1
月施行)

(現行条例)

(利用及び提供の制限)

- 第 10 条 実施機関は、法令の定めがあるとき、正当な行政執行に関連があるとき、その他規則で定めるときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて当該個人情報の記録の利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。
- 2 実施機関は、審議会の意見を聴いて認めたときを除き、届出業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
- 3 実施機関は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第 3 項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

(施行規則)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 川崎市情報公開条例(平成 13 年川崎市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。)第 8 条第 1 号ただし書ア又はウに該当する情報であるとき。
- (2) 目的外利用をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- 2 条例第 10 条第 3 項の規定による目的外利用等の届出は、個人情報目的外利用等届出書(第 4 号様式)により行うものとする。
- 3 条例第 10 条第 4 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 目的外利用等について法令の定めがあるとき。
- (2) 情報公開条例第 8 条第 1 号ただし書ア又はウに該当する情報であるとき。
- (3) 目的外利用等をするについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (4) その他正当な行政執行に関連して目的外利用等をしたもので本人に通知しないことが正当と認められるとき。
- 4 条例第 10 条第 4 項の規定による目的外利用等の通知は、個人情報目的外利用等通知書(第 5 号様式)により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。
- 5 条例第 10 条第 5 項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(情報公開条例)

第 8 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

<p>名古屋市 (H8.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令又は条例に定めがあるとき。 (2) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。 (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。 (4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。 (5) 法令等の規定に基づいて行う実施機関の事務の執行に直接関連があると認められる場合であって、当該実施機関内で利用し、又は他の実施機関へ提供するとき。 (6) 法令等の規定に基づいて行う職務遂行のための国、他の地方公共団体その他公共的団体等からの照会等に対して回答するとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
<p>京都市 (H6.4 月施行)</p>	<p>(現行条例) (個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 出版、報道等により公にされているとき。 (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは実施機関以外の本市の機関に提供する場合で、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (6) 国等に提供する場合で、当該個人情報を使用することに相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項第6号又は第7号の規定により個人情報を提供したときは、遅滞なくその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。</p>

<p>大阪市 (H7.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令等に定めがあるとき (2) 本人の同意があるとき (3) 出版、報道等により公にされているとき (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき (5) 実施機関の内部で利用し、又は本市の他の機関若しくは国等に提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき <p>2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項第4号又は第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとする場合(次項に定める場合を除く。)について準用する。</p> <p>3 前条第1項の規定は、第1項第5号の規定により電子計算機処理を行っている個人情報を利用し、又は提供しようとする場合について準用する。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第6条</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 実施機関は、第2項第2号又は前項第6号若しくは第7号の規定により個人情報を収集しようとするとき(争訟、選考、指導、相談又は交渉を行うために第三者から第2項に規定する個人情報以外の個人情報を収集しようとするときを除く。)は、あらかじめ大阪市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、急を要するときその他実施機関が事務事業の執行に支障が生ずると認めるときは、この限りでない。 5 実施機関は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで個人情報を収集したときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は当該実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。
<p>広島市 (改正 条例 16.4月 施行)</p>	<p>(改正済条例) (利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令の規定に基づいて利用し、又は提供するとき。 (2) 本人の同意に基づいて利用し、若しくは提供するとき又は本人に提供するとき。 (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。 (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために緊急かつやむを得ないと認めて利用し、又は提供するとき。 (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。 (6) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関若しくは国等に提供することについて、相当な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が広島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、特別な理由があると認めて利用し、又は提供するとき。 <p>2 実施機関は、前項ただし書の場合において、利用目的以外の目的のために保有個人情報を、当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。</p>

<p>北九州 市 (H4.10 月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供に関する制限)</p> <p>第 11 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 出版、報道等により公にされているとき。 (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国、地方公共団体若しくは他の実施機関等に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
<p>福岡市 (H3.9 月施行)</p>	<p>(現行条例) (利用及び提供に関する制限)</p> <p>第 7 条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又は条例に定めがあるとき。 (2) 本人の同意があるとき。 (3) 本人の生命、身体又は財産の安全等を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。</p>